

# 市政情報 ボックス

## 現況届の提出を

児童扶養手当・特別児童扶養手当など  
**《児童扶養手当》** 8月31日(水)までに現況届(対象者には送付)の提出を。対象は父母の離婚などにより父または母と生計をとともにできないか、父または母の身体などに一定の障害がある児童の父母(父母に代わって児童を養育している人を含む)。提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなります。現況届を提出せずに2年が経過すると資格を失いますので注意してください。園子ども支援課(☎66・1094、FAX 62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)

## 森林経営計画の作成に補助

1畝あたり限度額 8,000 円

森林法の改正に伴い、森林所有者などが作成する現行の森林施業計画制度が平成24年4月1日から森林経営計画制度に改正。森林の面積や

## 耐震診断士の派遣と耐震改修費用の助成 木造住宅の安全性向上を

木造住宅の安全性向上のため、耐震診断士の派遣や耐震改修費用の助成を実施。

**《耐震診断士の派遣》** 対象は、昭和56年5月31日以前の建築で、1戸当たりの延べ床面積の2分の1以上を居住に使用している2階建て以下の1戸建て・長屋住宅など。先着18戸。費用は1戸につき3,000円。建築年の分か

## 家屋の固定資産税

新築・増築・取り壊したときは届け出を  
 家屋(住宅や店舗、作業場、事務所、車庫など。プレハブも含む)の固定資産税は、毎年1月1日までに新築・増築したものに対しては、その翌年度から課税され、取り壊しをしたも

## 介護用品の購入券を支給

申請は8月8日～19日

市民税非課税世帯で、介護保険制度の要介護認定4から5に該当する人を在宅で介護している場合に、介護用品の購入券を支給。対象者には8月上旬に申請書を送付します。なお、今年4月以降、世帯構成や世帯員の市民税課税状況に変更があった場合は、高齢・障害福祉課(☎66・1018)へ問い合わ

## 時間外窓口の利用を

毎週水曜日は19時まで

祝日や年末年始を除く毎週水曜日は19時まで市民課と西支所市民・年金係の窓口が利用できます(年金業務を

**《特別児童扶養手当・障害児福祉手当・特別障害者手当》** 8月11日(木)～9月12日(月)に現況届(対象者には送付)の提出を。提出がないと8月分以降の手当が受けられなくなります。各手当の対象者は次のとおり。

◆**特別児童扶養手当** 精神か身体に重度の障害がある児童を養育している父母(父母に代わってその児童を養育している人を含む) 園子ども支援課(☎66・1094、FAX 62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)

◆**障害児福祉手当** 精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護が必要な20歳未満。園子ども支援課か西支所保健福祉係

◆**特別障害者手当** 精神か身体に重度の障害があり、常時、特別な在宅介護が必要な20歳以上。園高齢・障害福祉課(☎66・1033、FAX 62・7957)か西支所保健福祉係(☎77・2253、FAX 77・1800)

樹木の成育状況の調査など、計画の作成に必要な経費に対して補助します。補助額は同計画内の森林面積1畝あたり限度額8,000円(事前に市との協定が必要)。申し込みは、8月19日(金)までに農林課(☎66・1023)へ。

る書類(登記事項証明書など)が必要。**《耐震改修費用の助成》** 対象は、昭和56年5月31日以前の建築で、1戸当たりの延べ床面積の2分の1以上を居住に使用している住宅の耐震診断の評点が1.0未満を1.0以上に改修設計・工事など。先着5戸。助成金額は費用の2分の1(限度額60万円)。耐震診断結果報告書、工事などの見積書、改修内容の分かる書類が必要。

いずれも申し込みは、所定の用紙(建築住宅課に備え付け)で。園同課(☎66・1050)

のに対しては、翌年度から課税されなくなります。今年、すでに家屋を新築・増築した人や取り壊した人、12月末までに取り壊す予定のある人は、税務課へ届け出を。また、新築・増築した人は、家屋評価のための調査が必要。園同課(☎66・1027)

せを。購入券は9月上旬に送付予定。支給額や対象用品などは次のとおりです。

◆**支給額** 年額40,000円分(8月1日と2月1日を基準日に20,000円分ずつ)

◆**対象用品** 紙おむつ、おむつカバー、尿とりパッド、パンツ型紙おむつ、使い捨て手袋、清拭剤の6品。

◆**申請方法** 8月8日(月)～19日(金)に同課へ。

除く)。受付内容は、戸籍(出生・死亡・婚姻届)、転居・転出・転入の届け出、印鑑登録のほか、戸籍謄・抄本、住民票写し、印鑑登録証明の発行など。園同課(☎66・1001)、同係(☎77・2252)



## 大浦小学校児童会

平小学校と原小学校を統合した昭和62年以来、長年にわたり美化活動に取り組んでいる。現在は地域の民生委員とも協力し、地域の奉仕活動として位置付けている。

7月23日、中総合会館で「青少年の日ごろの善行をたえらる『青少年善行表彰式』を開催しました。青少年の健全育成を目的に毎年実施しているもので、「青少年非行防止推進市民大会」と合わせて行っており、今年で27回目。今回は、大浦小学校児童



## 余内小学校5・6年生

平成18年度から毎年、1学期に5年生、2学期に6年生が地域住民と一緒に通学路や河川(天清川・米田川)のごみ拾いを実施している。

青少年非行防止推進市民大会には、市民や教育関係者など約200人が参加。2団体を表彰しました。(活動内容は左欄参照) 《子ども支援課》

**非行防止推進市民大会 200人が参加**

少年非行の現状の後、家庭・地域・学校をはじめ、関係機関・団体が一体となり取り組むための大会宣言を採択しました。

## 22年度のまとめ

# 市施設の地球温暖化防止対策

## 温室効果ガス0.6%削減

市では、地球温暖化のさらなる防止に向けて平成21年4月に策定した「第2期舞鶴市地球温暖化対策推進実行計画(平成21～25年度)」に基づき、市の施設(指定管理者に委託している施設を除く)から排出する温室効果ガス(二酸化炭素(CO<sub>2</sub>)やメタンなど4種類)の削減に取り組んでいます。22年度の取り組み状況がまとまりましたのでお知らせします。

同計画では、25年度の温室効果ガスの排出量を19年度(基準年度)と比べ2.1%削減することを目標にしていますが、22年度は、19年度と比べ0.6%(約13.8%)の削減にとどまりました。主な要因としては、公用

車のエコドライブの徹底や、プラスチック系ごみの焼却量の減少により削減が進んだものの、猛暑および厳冬による冷暖房機器などの使用が大幅に増加したため、全体としては若干の削減と見込まれます。

23年度は、夏の節電対策を中心に積極的な取り組みを進め、19年度比2.6%の削減を目指します。 《生活環境課》

**電力需給の緊急時 市ホームページなどでお知らせ**

今夏、東日本大震災の影響により全国的に電力供給の逼迫が懸念される中、関西地区においても関西電力(株)の原子力発電所の多くが停止するなどさらなる節電が求められています。

今後、関西電力(株)の電力使用率(予測最大電力/ピーク時供給能力×100)が97%を超える場合は、非常に見込まれる場合には、市ホームページなどでお知らせします。健康に支障のない範囲で無理をせず節電にご協力をお願いします。

主な節電対策は次のとおりです。

- ◆ エアコンの室温を28℃に設定
- ◆ 不要な照明の消灯
- ◆ 不要な電源プラグをコンセントから抜くなど